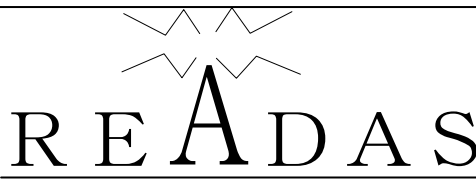


第 5665 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月 7日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税における軽減税率の対象品目の飲食料品

Q：消費税における軽減税率の対象品目である飲食料品とは、どのようなものですか？

A：次のものをいいます。

【解説】

さきごろ、国税庁の「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」が更新されました。そこに、消費税における軽減税率の対象品目である飲食料品とは次のようなものとされています。

軽減税率の対象品目である「飲食料」とは、食品表示法に規定する食品をいうとし、食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」「医薬部外品」及び再生医療等製品を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとしています。

ここでいう、「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいい、

- ①米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ②めん類・パン、菓子類、調味料、飲料等その他製造又は加工された食品
- ③添加物（食品衛生法に規定するもの）
- ④一体資産のうち、一定要件を満たすものをいい、
 - ・ 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する酒類を除くとしています。

